

令和7年度 第1回鴨川市子ども・子育て会議

日 時 令和7年5月27日（火） 午後3時
場 所 鴨川市総合保健福祉会館 2階研修室

【出席者】

楠委員、立野委員、行沢委員、濱田委員、川名委員、伊東委員、石井聖一郎委員、
柾谷委員、石井知子委員

※事務局

鴨川市： 鈴木市民福祉部長

学校教育課：谷課長

田原認定こども園：伊東園長

子ども支援課：嶋津課長、島口課長補佐、鈴木課長補佐（子ども家庭センター長）、
濱野子ども支援係長、吉野保健師

【欠席者】

真田委員

【傍聴者】

2名

<次 第>

1. 委嘱状交付

2. 開 会

3. 挨 捶

4. 議件

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る「鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のパブリックコメント実施について

（2）その他

5. その他の事項

6. 閉 会

[配付資料]

・会議次第

・委員名簿

・席次表

- ・資料1 条例制定の背景、条例案の概要等について
- ・資料2 (仮称) 鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に関する考え方
- ・資料3 子ども子育て応援マップほか
- ・資料4 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

1. 委嘱状交付【鈴木市民福祉部長から交付】

- ・新たに就任となった2名のうち、石井聖一郎委員へ交付（真田委員は欠席）

2. 開会

- ・配付資料の確認
- ・会議が成立した旨の報告
- ・会議の開会宣言

3. 挨拶【鈴木市民福祉部長】

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、子ども・子育て会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より子ども支援課の業務につきまして、多大なご協力とご理解を賜っておりますこと、この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。

また、昨年度のことになりますが、「鴨川市こども計画」策定に当たりましては、委員皆様方のご意見が大変参考になり、無事に策定することができました。この点につきましても、感謝申し上げるところでございます。

さて、本日は今年度最初の会議となりまして、本日から鴨川市校長会会長でございます石井聖一郎様に委員として出席をいただいております。また、田原認定こども園の保護者である真田千鶴さん、本日は都合により欠席されていますが、新たに委員として就任していただきました。

本日の会議でございますが、ご案内のとおり、国で令和5年度に閣議決定された「こども未来戦略」により、令和8年度から実施されることとなっております「こども誰でも通園制度」につきまして、ご審議を頂戴したいと思っております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から多くのご意見を頂戴出来たらと考えております。簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

4. 議件 議長 立野会長

会長が議長として進行

会議録署名人として、楠委員を指名

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る「鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のパブリックコメント実施について
(事務局から、パブリックコメントの説明と資料1から資料4に即して説明)

伊東委員

国の資料の「一時預かりとの違い」の中に、「家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて」というのは、教育的な意味を含んでるように思ったのですが、これに関する人材の確保、資格とかについて既に決まっていることなどありましたら教えていただけますでしょうか。

事務局

資料2の6ページ第22条職員の第2項に、「乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき二人を下ることはできない。」と規定されておりまして、開所したら必ず職員は最低2人は配置しなければならないとして、一般型の場合には年齢に応じて配置基準があります。

立野議長

私から一つ質問してよろしいでしょうか。施設については、これから認可を受けるのでしょうか、認定こども園の他にどこか候補がありますか。

事務局

資料1の2ページの表をご覧ください。市内にあるのが、今議長からお話をいただいた「認定こども園」。そして、皆さん日常の中では、子育て支援室という言葉が馴染みがあるかと思いますけれど、「地域子育て支援拠点」。それから「企業主導型保育事業所」として、OURS babyさんが市内にはあります。「認可外保育施設」として、東条病院の託児所、エビハラ病院さんの託児所がございます。「家庭的保育事業所」につきましては、ベビーシッターさんといった事業所もございますので、試行的事業で実施したこの施設の種別で言いますと、市内にもいくつか対象となる施設はあるということになります。

川名委員

私たちの事業所は、一時預かり事業の一般型というのをやっておりますけれども、そこにも設備基準とか運営基準とかございまして、国の説明で一時預かり事業と違うというお話をですが、これを併せて事業を実施していくのは非常にハードルが高いなという印象を受けております。

実際に、誰でも通園制度を開始するに当たって、この対象となるお子さんのニーズがあるのかについては、いかがでしょうか。

事務局

定員は7名としていますが、そのニーズにつきましては、令和5年度に現行の鴨川市こども計画を策定するに当たって、保護者アンケートを実施させていただいた中で、こども誰でも通園制度のお話はさせていただいている。計画の委託業者であります株式会社ぎょうせいの主任研究員の方からもお話をありましたとおり、アンケートの内容につきましては、その回答内容はそのまま鵜呑みにできないという部分もあるというお話がありましたけれども、それなりにニーズはありました。大体150名くらいの回答のうち、1/3くらいが使ってみたいというようなご意見をいただいたのですが、例えば、そもそもそのお子さんを見ていくと、対象年齢のお子さんがご家庭にいない方がぜひ使ってみたいと答えていらっしゃったり、あるいは、こども誰でも通園制度を使いたいですか、という設問に答えているのはあくまで園を利用していないご家庭の方が答えていましたので、その方が、なぜ今園を使っていないかというと、しばらくは家庭で保育したいという前提があるところで、若干、設問の意図とお答えしている内容だったり、背景が若干矛盾している部分もありますので、一概には言えないのですが、先進的に取り組まれている自治体に聞きますと、未就園児のうちの、10から20パーセントくらいか、というところです。

※ 事務局から追加説明として、「一般型」と「余裕活用型」の違いを説明。

伊東委員

改めて一時預かりとの違いをもう一度教えていただきたいのですが、一時預かりだと費用は今1時間100円くらいだったと思いますが、費用はかかるないということでおろしいでしょうか。

事務局

一時預かりについては、現在1時間当たり100円で保護者に負担をいただいております。こども誰でも通園制度については、事業の詳細につきましては、市では今検討中ですけれども、試行的事業で国が標準として示しているものは、1時間当たり300円になります。

伊東委員

それをお聞きすると、一時預かりは保護者の冠婚葬祭とか理由があってということなので、費用がもし300円だとすると、利用がないような気がしました。

それから、一時預かりも先ほどの保育士の指定と似たような基準ではないのかなど。このこども誰でも通園制度の方が適用も拡大されるし、より教育的なものが期待できる文言かと思ったのですが、決してそうではなさそうな現状でよろしいでしょうか。そこは例えばパブリックコメントでもっと、それに準じたものを提供してくださいという声が大きかったら聞くかもしれないんですけど。そもそも事業が今以上の何か素晴らしいサ

ービスとは聞こえなかつたので、その違いとして財源だとか、保育士が雇えるのかとか。パブリックコメントで希望がすごくあつたら、そこにも財源と何かを投入できるのか。もともとないものであれば、あまりそこにパブリックコメント聞いてもしようがないのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局

確かに、仰ったようなことがあるかもしれません。ただ、国の方で令和8年度から実施という中、今もう6月になろうとしていますが、仰るようなことの詳しい情報がまだ出てきていないのです。先ほどお答えさせていただいた、条例にもあるような支援者の人数、面積は出ているのですが、まだまだ情報不足がたくさんありますので、情報の都度、鴨川市で事業が展開できるのか、また民間事業者さんの動向も伺いながら考えていきたいと思っています。事業を行う方面については、まだそのような段階です。

今回パブリックコメントについての資料2は、事業を行うにあたっての条件付けの条例になりますので、令和8年度からですが全く準備の段階という状況になっております。

事務局

おそらく、皆さんがご関心があるのは、委員さんもそうですし、市民の皆さんもどれくらいお金がかかるのかとか、サービスの利用についてとか、そういったところが多分一番関心があるところだと思いますが、それらについては、この条例が成立した後に要綱を定めていくという流れになります。今回の基準条例につきましては、事業者さんを募集できるためのもので、サービスはまた別なルールを作っていくことになります。

立野議長

他に何かご質疑ご提言でございますでしょうか。

それでは、質疑ご意見がないようですので、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る「鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のパブリックコメント実施についてご了解をいただけますでしょうか。

* 「はい」の声あり

それでは、ただいまの件はご了解いただいたものと認めます。

(2) その他

(事務局から、今年度のスケジュールについて説明)

5. その他

なし

6. 閉会

令和 8 年 1 月 16 日

会議録署名人 楠 清美